

フィリピン産ハス種アボカド生果実の輸入におけるリスク管理措置の実施体制評価について (概要)

令和 6 年6月11日
植 物 防 疫 課

植物防疫法に基づき輸入を禁止しているフィリピン産アボカド生果実に係るフィリピン検疫当局からの輸入解禁要請(2011 年8月)に関しては、輸入禁止の理由となっているミカンコミバエ種群の寄生性に関するフィリピン側による調査の結果に基づき、下記1のリスク管理措置の実施を条件として輸入を解禁する方向で検討中。今般、標準的手続(令和 5 年農林水産省訓令第 5 号)に基づいて当該措置の実施体制を評価したところ(下記2及び3)、当該体制は適切であるとの結論に至った。

1. 我が国が求めるリスク管理措置の主要構成要素

- 日本への輸送手段が貨物(船積又は航空)であることを確認
- 生産園地を登録し、トラップ調査によりミカンコミバエ種群が 8.25 頭/日/トラップ以下であることを確認した上で、指導を受けた作業員がハス種の未成熟かつ傷のない果実を収穫
- 選果こん包施設を登録し、指導を受けた選果技術員がハス種の未成熟かつ傷のない果実を選別
- 輸出検査においてハス種以外の生果実、熟果又は傷果の混入が確認された場合は関係する園地及び施設からの輸出を停止し、ミカンコミバエ種群が発見された場合は全ての輸出を停止

2. 評価の手段

植物防疫官による現地調査並びに書簡による質問及び回答

3. 評価の概要

(1)関係法令及び規則

リスク管理措置に係る関係機関の役割、責任及び手続は大統領令(Presidential Decree No.1433)等に規定されている。

(2)行政組織の役割及び責任

日本の国家植物防疫機関(植物防疫課)との合意に基づいてフィリピン国内の関係機関にリスク管理措置を適切に実施させる責任は、フィリピンの国家植物検疫機関(Bureau of Plant Industry (BPI) - National Plant Quarantine Services Division (NPQSD))が負っている。NPQSD の中央事務所(Central Office)がリスク管理措置全体の監督、生産園地及び選果こん包施設の審査、認定及び監査を担い、NPQSD の地域事務所(Regional Office)が、認定された園地及び施設に対する現地での確認及び指導、ミカンコミバエ種群のトラップ調査、輸出検査並びに植物検疫証明書の発行を担うことになっている。

(3)民間関係者の役割及び能力

認定された園地及び施設の責任者は、日本向けアボカドに係る病虫害管理に関し、

BPI による研修を受講した上で、それぞれの作業員又は選果員に対する研修を実施することとされている。

(4) 輸出検査の体制

BPI の検査官は本件輸出に係る植物検疫制度、輸出手続、並びにミバエ類を含む病虫害の検査及び同定に関する研修を受講することが求められる。地域事務所にはミバエ類を含む病虫害の同定のための必要な機材が整備されており、ミバエ類の同定は害虫同定官が実施する。同定が困難な場合に顕微鏡カメラを用いて大学等とオンラインで接続し助言を得ることができる体制が構築されている。

以上